

茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助事業

ひとり親家庭が茨木市ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、援助会員に支払った謝礼金の一部を補助します。

ひとり親家庭で経済的困難を抱える家庭の保護者の負担軽減を図ることにより、子どもの健全な育成環境を確保する等、子育て支援を推進することを目的とします。

助成の対象

- ① 茨木市ファミリー・サポート・センターの依頼・両方会員
(0歳～小学6年生までの子どもがいる家庭)
かつ
- ② 児童扶養手当を受給している世帯

助成の内容・金額

- 援助会員に支払った謝礼金(交通費や食費等の実費は自己負担)の半額を、1世帯につき20,000円/月を上限として補助します。
- 補助を受けるには登録が必要です。
- 年度内であれば、補助の登録をする前の支払った謝礼金も補助します。
(ただし、補助の登録をする前も左記の対象に該当していること。)

補助を受ける前には、まず事前登録が必要です。

●補助の登録

- 必要書類：茨木市ファミリー・サポート・センター利用補助登録申請書、ファミリー・サポート・センターの会員証、本人確認書類、印鑑(登録申請書を手書きの場合は不要)
- ※利用補助登録申請書は茨木市役所こども育成部子育て支援課にあります。また、下記からダウンロードできます。



茨木市こども育成部子育て支援課
TEL：(072) 624-9301 (直通)
FAX：(072) 624-9302

※ファミリー・サポート・センター事業の会員登録をしていない方は、
まずファミリー・サポート・センターにて会員登録する必要があります。



●ファミリー・サポート・センター事業への会員登録

- 必要書類：印鑑と写真(保護者)2枚
茨木市ファミリー・サポート・センター
TEL：(072) 620-7101 (直通) FAX：(072) 610-7131



ファミリー・サポート・センター事業の概要は裏面へ

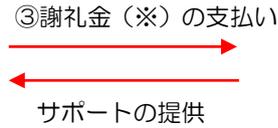
ファミリー・サポート・センター事業とは？

子育ての手助けをしてほしい人としてほしい人が会員になって、会員同士で助け合う有償ボランティア組織です。地域で安心して子育てができる仲間作りをしませんか？
 子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）、子育ての手助けをしたい人（援助会員）ともに募集しています！

ファミリー・サポート・センター利用補助事業の仕組み （詳細については表面をご参照ください）

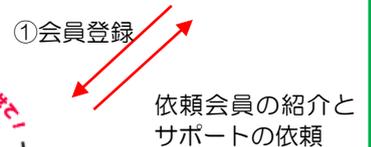


ファミリー・サポート・センター事業の仕組み



※謝礼金

平日：700円/1時間（8時～20時）
 上記以外の時間：800円/1時間



活動内容

仕事が遅くなり保育所や学童のお迎えに間に合わない



子どもを連れての通院は避けたい、美容院やPTAの少しの間預かってほしい

あなたのご都合に合わせて様々な依頼内容でご利用いただけます
 ※場合によってはご都合に合うサポートの提供ができない場合があります



子どもの習い事への送迎を少し頼みたい

ご不明な点や、詳細については下記までご連絡ください！

茨木市 こども育成部 子育て支援課（合同庁舎4階）
 ① ファミリー・サポート・センター事業について
 TEL 072-620-7101 FAX 072-620-7131
 ② ファミリー・サポート・センター利用補助事業について
 TEL 072-624-9301 FAX 072-624-9302